

飯塚市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱(令和6年飯塚市告示第108号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月2日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(管理計画の認定基準に係る適合確認)</p> <p>第3条 <u>法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請(以下、「認定申請」という。)をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター(以下「センター」という。)から、<u>法第5条の14各号(第4号においてはマンション管理適正化指針に限る。)に掲げる基準に適合することを証する書面(以下「事前確認適合証」という。)の交付を受けるものとする。</u></u></p> <p>(<u>管理計画の認定申請</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>法第5条の16第1項の規定による更新の申請(以下「認定更新申請」という。)については、前項の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>管理計画の認定</u>)</p> <p>第5条 <u>市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の14に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を行うものとする。</u></p>	<p>(管理計画の認定基準に係る適合確認)</p> <p>第3条 <u>法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請(以下、「認定申請」という。)をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター(以下「センター」という。)から、<u>法第5条の4各号(第4号においてはマンション管理適正化指針に限る。)に掲げる基準に適合することを証する書面(以下「事前確認適合証」という。)の交付を受けるものとする。</u></u></p> <p>(<u>認定</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>認定申請の際には、省令別記様式第1号による申請書に、事前確認適合証を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。</u></p> <p>(<u>認定の更新</u>)</p> <p>第5条 <u>法第5条の6の規定による更新の申請(以下「認定更新申請」という。)をしようとする者は、省令別記様式第1号の3による申請書に、事前確認適合証を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。</u></p>

2 市長は、前条第1項の認定をしたときは、法第5条の15の規定により、認定通知書により申請者に通知しなければならない。

3 認定更新申請については、前2項の規定を準用する。

(認定を受けた計画の変更)

第6条 法第5条の17の規定による変更の申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請(以下「認定申請等」という。)が法第5条の14に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 認定管理者等は、省令第1条の15に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届に、軽微な変更に係る添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(報告書の徴収)

2 認定更新申請については、第3条及び前条第1項の規定を準用する。

(認定を受けた計画の変更)

第6条 法第5条の7の規定による変更の申請(以下「変更認定申請」という。)をしようとする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請(以下「認定申請等」という。)が法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届に、軽微な変更に係る添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

(報告書の徴収)

第10条 市長は、法第5条の18の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書により、認定管理者等へ通知しなければならない。

2 (略)

(改善命令)

第11条 市長は、法第5条の19の規定に該当すると認める場合、改善命令書により、認定管理者等へ改善に必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(管理の取りやめ)

第12条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の20第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申出をする場合は、管理取りやめ申出書により、市長に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第13条 市長は、法第5条の20第1項の規定により認定を取り消した場合、法第5条の20第2項の規定により、認定取消通知書により当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

第10条 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書により、認定管理者等へ通知しなければならない。

2 (略)

(改善命令)

第11条 市長は、法第5条の9の規定に該当すると認める場合、改善命令書により、認定管理者等へ改善に必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(管理の取りやめ)

第12条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2号の規定による管理を取りやめる旨の申出をする場合は、管理取りやめ申出書により、市長に申し出るものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第13条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消した場合、法第5条の10第2項の規定により、認定取消通知書により当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。